

令和4年9月2日 開 会
令和4年9月20日 閉 会
令和4年9月 定例会

川南町議会会議録

川南町議会事務局

令和4年第6回(9月)川南町議会定例会会期表〔19日間〕

目次	月日	曜	摘要
第1日	9月2日	金	開会 本会議(議案上程・提案理由説明)
第2日	9月3日	土	休会
第3日	9月4日	日	休会
第4日	9月5日	月	議案熟読
第5日	9月6日	火	議案熟読
第6日	9月7日	水	本会議(一般質問:5人)(議案質疑・委員会付託) 常任委員会
第7日	9月8日	木	特別委員会 (決算審査:一般会計・特別会計・水道会計)
第8日	9月9日	金	特別委員会 (決算審査:一般会計・特別会計・水道会計)
第9日	9月10日	土	休会
第10日	9月11日	日	休会
第11日	9月12日	月	特別委員会 (決算審査:一般会計・特別会計・水道会計)
第12日	9月13日	火	常任委員会
第13日	9月14日	水	常任委員会
第14日	9月15日	木	常任委員会
第15日	9月16日	金	常任委員会
第16日	9月17日	土	休会
第17日	9月18日	日	休会
第18日	9月19日	月	休会
第19日	9月20日	火	本会議(委員長報告・討論・採決)

目 次

告 示	1
応招議員・不応招議員	1

第1号（ 9月2日 ）

本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	3
開 会	4
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名について	4
議案上程・提案理由説明(議案第47号～第50号)	5
議案上程・提案理由説明(議案第51号～第55号)	6
議案上程・提案理由説明(認定第1号～第3号)	10
議案上程・提案理由説明・議案質疑(報告第13号)	18
議案上程・提案理由説明(諮問第1号～第4号)	19
議案上程・提案理由説明(同意第1号)	20
議案上程・提案理由説明(同意第2号)	20
散 会	21

第2号（ 9月7日 ）

本日の会議に付した事件	22
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	24
開 議	25
一般質問	25
1河野 浩一	25
2川上 昇	29
3内藤 逸子	42
4蓑原 敏朗	52
5河野 禎明	61
議案質疑・委員会付託(議案第47号)	67
議案質疑・委員会付託(議案第48号・49号)	68
議案質疑・委員会付託(議案第50号)	69
議案質疑・委員会付託(議案第51号)	71
議案質疑・委員会付託(議案第52号)	82
議案質疑・委員会付託(議案第53号～第55号)	83
議案質疑・委員会付託(認定第1号～第3号)	83
散 会	85

第3号（ 9月20日 ）

本日の会議に付した事件	86
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	87
開 議	88
委員長報告・討論・採決(議案第47号～第50号)	88
委員長報告・討論・採決(議案第51号～第55号)	92
委員長報告・討論・採決(認定第1号～第3号)	103
投票・採決(諮問第1号～第4号)	111
投票・採決(同意第1号)	114
質疑・討論・採決(同意第2号)	115
議員派遣の件	119
閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件	120
議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件	120
閉 会	120

川南町告示第161号

令和4年第6回(9月) 川南町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年8月30日

川南町長 日 高 昭 彦

- 1 期日 令和4年9月2日
- 2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(13名)

1番	河野 禎明 君	2番	谷村 裕二 君
3番	中津 克司 君	4番	蓑原 敏朗 君
5番	徳弘 美津子 君	6番	児玉 助壽 君
7番	福岡 仲次 君	8番	米田 正直 君
9番	内藤 逸子 君	10番	川上 昇 君
11番	河野 浩一 君	12番	竹本 修 君
13番	中村 昭人 君		

○ 不応招議員(なし)

令和4年第6回(9月)川南町議会定例会会議録

令和4年9月2日 (金曜日)

本日の会議に付した事件

令和4年9月2日 午前9時00分開会

- 日程第1 諸般の報告について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 会議録署名議員の指名について(福岡 仲次・米田 正直)
- 日程第4 議案第47号 川南町個人情報保護法施行条例を定めるについて
- 日程第5 議案第48号 川南町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第49号 川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第50号 川南町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第51号 令和4年度川南町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第9 議案第52号 令和4年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第53号 令和4年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第54号 令和4年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第55号 令和4年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 認定第 1号 令和3年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 2号 令和3年度川南町特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 3号 令和3年度川南町水道事業会計決算認定について
- 日程第16 報告第13号 令和3年度の財政健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第17 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第18 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第19 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第20 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第21 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第22 同意第 2号 2050年ゼロカーボンシティかわみなみについて

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 福岡 仲次 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 河野 浩一 君	12番 竹本 修 君
13番 中村 昭人 君	

事務局出席職員職氏名

事務局長 新倉 好雄 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	小嶋 哲也 君
総務課長	大山 幸男 君	財政課長	谷 講平 君
まちづくり課長	甲斐 玲 君	産業推進課長	河野 賢二 君
農地課長	三好 益夫 君	建設課長	黒木 誠一 君
環境水道課長補佐	渡部 好文 君	町民健康課長	米田 政彦 君
教育課長	山本 博 君	福祉課長	渡邊 寿美 君
税務課長	大塚 祥一 君	代表監査委員	永友 靖 君

午前9時00分開会

○議長（中村 昭人君） おはようございます。

ただいまから、令和4年第6回川南町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元にお配りしてある通りであります。

ここで、町長及びまちづくり課長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

○町長（日高 昭彦君） おはようございます。先月発生しました消防団装備品の盗難につきまして、町民の財産に被害が及んでいることを踏まえ、その経過について、担当課長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 先月発生しました消防団装備品の盗難につきましてその経過を御報告します。先月16日に、消防団第9部及び第10部におきまして、盗難被害を確認しました。これを受け、その日のうちに全ての消防機庫の被害確認と施錠の確認を指示したところです。22日、第2部、第3部において、窓ガラスの破壊によるさらなる盗難被害が発覚しました。このためその日のうちにですね、被害装備品と同様の装備品について、消防機庫から持ち出して保管するように指示をしたところです。

被害にあいました装備品はチェーンソーやエンジンカッター、充電器、投光器等になります。対策としましては、先月24日に被害に遭っていない消防機庫にそれぞれカメラを設置しました。また、予備費を活用して小窓にですね、面格子等を取り付けるように指示しているところです。

詳細につきましては、お手元の資料で御確認いただきたいと思います。なお、新聞報道等であった火災現場での影響につきましては、当時は盗難被害に遭っているとの状況確認ができていませんでした。このため14日に起こった火災の後の16日に盗難被害を確認し、警察に通報したところです。以上、消防団装備品の盗難につきまして御報告します。

○議長（中村 昭人君） 以上で報告を終わります。日程第1、諸般の報告を行います。

前回の議会から本日までの、主な事柄については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。

なお、定期監査及び公の施設の指定管理者監査並びに例月現金出納検査の結果については、お手元にお配りしてあるとおりであります。

以上で報告を終わります。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から20日までの19日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から20日までの19日間に決定しました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、福岡仲次君及び米田正直君を指名します。

日程第4、議案第47号川南町個人情報保護法施行条例を定めるについて、日程第5、議案第48号川南町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、日程第6、議案第49号川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、日程第7、議案第50号川南町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、以上4議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本4議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） それでは、議案第47号から議案第50号までにつきましてその提案理由を御説明申し上げます。議案第47号はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、これまで町が自律的に条例で定めていた個人情報の保護に関する規律が、国の行政機関等と同様に個人情報保護法において定められることとなったことにより、川南町個人情報保護条例及び川南町、特定個人情報保護条例について廃止するものとし、個人情報保護法の委任等により、条例で定めることとされる事項について、新たに定めるものであります。

次に、議案第48号は、最近における物価の変動等に鑑み、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則の改正により、国の選挙公営に係る経費の限度額が引き上げられたことに伴い、本町議会議員及び町長の選挙における選挙公営に係る経費の限度額についても、国に準じて改めるものであります。

次に、議案第49号は、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と、仕事の両立支援のために講じる措置のうち、育児休業の取得回数制限の緩和等が令和4年10月1日施行されることに伴い、本町においても同様の改正を行うものであります。

次に、議案第50号は、川南町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するもので、改正の主な内容は、同条例第10条に規定する使用許可が必要な施設として、第5条第2号に規定する子育て支援センターを追加し、附則において、川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正を行い、当該施設の使用料を定めるものであります。

以上4議案、補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人君） 補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（大山 幸男君） 議案第47号から議案第49号までにつきまして、その補足説明を申し上げます。議案第47号で、新たに定める川南町個人情報保護法施行条例においては、個人情報の保護に関する法律の委任等により、条例で定めることとされている諮問機関、手数料、意見聴取等について規定しています。また、附則において、川南町個人情報保護条例及び川南町特定個人情報保護条例を廃止し、必要となる経過措置を規定するとともに、これらに伴い必要となる関連条例の一部改正を規定するものです。

次に、議案第48号は、この改正により、本町議会議員及び町長の選挙における、選挙公営に係る経費の限度額について次のように引き上げることとしています。一般運送契約以外の契約について、選挙運動用自動車の借入契約1日当たり1万5,800円を1万6,100円に、燃料1日当たり7,560円を7,700円に、選挙運動用ビラの作成について1枚当たり7円51銭を7円73銭に、選挙運動用ポスターの作成について、1枚当たり525円6銭を、541円31銭に引き上げるとともに、基礎額も10万3,500円を10万5,600円に引き上げます。なお、いずれについても、改正前と同様に、限度額の範囲内で実際に要した費用を交付するものです。

次に、議案第49号は、現在、原則として、1人の子について、1回である育児休業の取得回数を原則2回まで取得可能とするもので、非常勤職員の育児休業書取得要件についても、緩和するなどの改正を行うものです。第2条は、非常勤職員の育児休業取得について非常勤職員が非常勤職員の子が1歳以降の育児休業取得を柔軟化するための改正第2条の3は、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を、子が1歳6か月到達日とする要件について、夫婦交代での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための改正、第2条の4は、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する日とする要件について、第2条の3と同様に、夫婦交代での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための改正。第3条は、育児休業を取得した職員が同じ子の育児休業を再度取得する要件を緩和するための改正であります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中村 昭人君） 以上で、提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第8、議案第51号、令和4年度川南町一般会計補正予算第4号、日程第9、議案第52号、令和4年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号、日程第10、議案第53号、令和4年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号、日程第11、議案第54号、令和4年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算第1号、日程第12、議案第55号、令和4年度川南町介護保険特別会計補正予算第1号、以上5議案を一括議題とします。朗読は省略します。本5議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） それでは、議案第51号から議案第55号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。議案第51号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億

6,724万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ114億1,582万9,000円とするものでございます。

それでは第一表の歳入から御説明いたします。地方特例交付金は7万1,000円の増額で、交付金額の確定によるものと、当初予算計上分の減額であります。地方交付税は1億5,771万円の増額で、普通交付税交付額の確定によるものであります。国庫支出金は4,630万3,000円の増額で、新型コロナウイルスワクチン接種負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金が主なものであります。県支出金は、5,045万2,000円の増額で、畜産酪農収益力強化総合対策基金事業及び稲作経営基盤強化対策事業が主なものであります。寄付金は、9億円の増額で、ふるさと納税通常分であります。繰入金は2億7,506万1,000円の増額で、ふるさと振興基金繰入金が主なものです。繰越金は、前年度繰越金で、令和3年度歳入歳出差引残額から、繰越明許等一般財源分及び補正前予算額を差し引いた2億4,009万9,000円の増額であります。諸収入は951万6,000円の増額で、地域活性化拠点施設納付金及び過年度精算金が主なものであります。詳細は1億1,196万6,000円の減額で、臨時財政対策債が主なものであります。

次に歳出について御説明いたします。議会費は112万5,000円の増額で、タブレット端末及び周辺機器購入が主なものであります。総務費は、13億3,579万6,000円の増額で、新中学校建設用地購入費、用地取得に伴う補償費、ふるさと納税展開事業及び山本地区コミュニティセンター改修工事が主なものであります。

民生費は1,739万4,000円の増額で、中央保育所西側出入口改修工事及び中央保育所、調理室エアコン設置工事が主なものであります。衛生費は9,447万6,000円の増額で、オミクロン株対応ワクチン接種のための新型コロナウイルス感染症対策事業が主なものであります。農林水産業費は5,561万1,000円の増額で、稲作経営基盤強化対策事業補助金及び畜産酪農収益力強化総合対策基金事業補助金が主なものであります。

商工費は3,308万7,000円の増額で、商工会地域経済活性化運営事業補助金、地元企業就業者支援事業及び地域活性化基金積立金が主なものであります。土木費は850万4,000円の増額で、町道維持管理業務委託料が主なものであります。消防費は523万円の増額で、白髭地区防火水槽設置用地測量業務委託料が主なものであります。教育費は1,602万3,000円の増額で、新中学校建設造成工事に伴う食糧業務委託料及び基本設計、地質調査業務委託料並びに共同調理場外壁防水塗装工事が主なものであります。また、2款総務費から10款教育費までの人件費に関する部分は、人事異動等に伴うものであります。

第2表債務負担行為補正は、ふるさと納税特産品発送事業、令和4年度寄付分の限度額を1億4,500万円と定め、追加計上するものであります。第3表地方債補正は、緊急防災減災事業、消防債の限度額を230万円と定めて、追加計上し、また、公共施設等適正管理推進事業寿命化、総務債の限度額を5,950万円に、臨時財政対策債の限度額を4,120万円にそれぞれ

変更するものであります。

次に、議案第52号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,633万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億6,750万1,000円とするものでございます。歳入につきましては、国民健康保険税244万4,000円の減額、繰入金267万6,000円の増額、繰越金4,438万5,000円の増額。諸収入141万4,000円の増額が主なものであります。歳出につきましては、基金積立金4,450万3,000円の増額、諸支出金152万8,000円の増額が主なものであります。なお、今回の補正により、令和4年度末国民健康保険運営基金現在高は、2億8,091万3,692円となる見込みです。次に議案第53号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ117万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,330万5,000円とするものでございます。歳入につきましては、繰越金198万7,000円の増額が主なものであります。

歳出につきましては、諸支出金173万1,000円の増額が主なものであります。次に議案第54号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、53万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ736万7,000円とするものでございます。歳入につきましては、令和3年度決算に係る繰越金53万6,000円を計上するものであります。歳出につきましては、介護保険特別会計への繰出金53万6,000円を計上するものであります。

次に、議案第55号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億249万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ17億8,884万4,000円とするものでございます。

それでは、第1表の歳入から御説明いたします。国庫支出金は、773万円の増額で、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業の国庫補助金を計上するものであります。繰入金は297万5,000円の増額で、一般会計繰入金243万9,000円と、介護認定審査会特別会計繰入金53万6,000円を計上するものであります。繰越金は、9,130万5,000円の増額で、令和3年度決算に基づく繰越金を計上するものであります。

次に、歳出につきまして御説明いたします。総務費は940万2,000円の増額で、グループホームあかつき2ユニット分の災害用発電機新設工事に対する施設整備補助金773万円が主なものであります。基金積立金は4,951万9,000円の増額で、これにより、介護保険準備積立基金は、2億4,667万2,555円となる見込みであります。諸支出費は4,308万9,000円の増額で、国、県、社会保険診療報酬支払基金及び都農町への返還金3,174万3,000円と、一般会計繰出金、1,134万6,000円の増額であります。以上5議案補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明させますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人君） 補足説明があれば、これを許します。

○財政課長（谷 講平君） 議案第51号の財政課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

18、19ページをお願いします。2款1項5目、財産管理費の12節委託料585万2,000円は、

公共施設予約システムカスタマイズ業務委託料で、公共施設利用者の利便性の向上、利用促進を目的に、施設利用の予約が、パソコンやスマホでもできるシステムを構築するための予算を計上するものです。同じく16節、公有財産購入費1億3,700万円は、新中学校建設用地としてトロントロンドーム南側周辺の土地購入費用を計上するものです。同じく21節補償補填及び賠償金9,800万円は、新中学校建設用地取得に伴う補償費で、住家、倉庫、農機具、樹木など所有者に支払う補償費を計上するものです。以上で、財政課関連の補足説明を終わります。

○会計課長（小嶋 哲也君） 議案第51号の会計課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

14、15ページをお願いします。17款寄附金は、ふるさと納税9億円を計上するものです。今年度も、年度当初より多くの寄付金をいただいている状況にあります。昨年の寄付額の推移から予測しますと、さらに多くの御寄付が期待できますので、見込み額を計上するものです。

20、21ページをお願いします。2款1項6目企画費933ネットワーク創出と人材育成、ふるさと納税展開事業9億円の主なものは、消耗品費2億7,000万円で、返礼品代になります。その他、寄付金に対する経費等を差し引きしまして、ふるさと振興基金積立金に3億5,898万5,000円を積み立てるものです。以上で、会計関連の説明を終わります。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 議案第51号のまちづくり課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

22、23ページをお願いします。2款1項11目、自治振興費の14節工事請負費4,059万円は、山本地区コミュニティセンターの改修工事費で、間取りの変更、ホール屋根高の調整、屋根付き広場の設置を行うものです。

38、39ページをお願いします。9款1項2目非常時消防費の消防団員退職功労金173万円は、退職者8人分を計上するものです。同じく3目消防施設費の白髭地区防火水槽設置のうち、測量業務委託料240万円は、民地に設置されていた防火水槽につきまして、土地所有者から移設の要請がありましたので、移設先の用地測量を行うものです。同じく4目災害対策費の防災啓発誌作成委託料110万円は、防災に関する啓発誌を発行するものです。以上で、まちづくり課関連の補足説明を終わります。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 議案第51号の福祉課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

26、27ページをお願いします。3款2項3目保育所費の14節工事請負費658万4,000円は、中央保育所、通所時の送迎の利便性に配慮し、現在子育て支援センターの出入り口として利用している中央保育所の西側出入口に屋根を設置するなどの改修を行う工事費用374万円と、平成17年度から使用している中央保育所、調理室のエアコンの効きが悪く、調理中の基準温

度25℃以下を保つことが困難になったことから、新しいエアコンの設置工事費用284万4,000円を計上するものです。以上で福祉課関連の説明を終わります。

○産業推進課長（河野 賢二君） 議案第51号の産業推進課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

32、33ページをお願いします。6款1項5目園芸振興費の18節負担金補助及び交付金中、稲作経営基盤強化対策事業補助金2,698万1,000円は、コロナ禍による米需要への影響や、米価の大幅な下落により影響を受けている生産者が、水田農業の持続的発展と地域農業の生産基盤強化を図るため、水稻の基幹作業に利用する機械導入に対し、費用の2分の1を補助するものです。6款1項6目畜産費の18節負担金補助及び交付金。畜産酪農収益力強化総合対策基金事業補助金1,624万5,000円は、畜産クラスター事業を利用して堆肥舎及び堆肥の攪拌装置を整備し、良質な堆肥生産に取り組む畜産農家に対し補助するものです。

34、35ページをお願いします。7款1項2目商工業振興費の18節負担金補助及び交付金中、2,030万円は、企業立地促進条例に基づく奨励措置で、旧竹乃屋の取得整備にかかる土地取得費用及び関連施設の整備費用に対し、助成金を交付するものです。7款1項3目観光費の24節積立金、地域活性化基金積立金500万円については、地域活性化拠点施設の指定管理者である川南まちづくり株式会社が、年度協定によって納めた納付金を基金に積み立てるための費用です。以上で産業推進課関連の補足説明を終わります。

○教育課長（山本 博君） 議案第51号の教育課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

26、27ページをお願いします。3款2項1目児童福祉総務費の14節工事請負費224万1,000円は、中央児童クラブが使用する川南小学校多目的室のエアコン設置工事のための予算を計上するものです。

38～41ページをお願いします。10款1項2目事務局費の11節役務費43万2,000円と17節備品購入費39万円は、GIGAスクール構想により、国がタブレット端末の持ち帰りを推奨する中で、家庭におけるタブレット端末の利活用を推進するため、Wi-Fi環境が整備されていない家庭への支援を行うための予算を計上するものです。同じく12節委託料1,158万1,000円は、新中学校建設のための測量と基本設計及び地質調査業務の委託料を計上するものです。42、43ページをお願いします。10款5項3目学校給食費の14節工事請負費230万円は、共同調理場南側の外壁が経年劣化しているため、防水塗装工事費の予算を計上するものです。以上で、教育課関連の補足説明を終わります。

○議長（中村 昭人君） 以上で、提案理由の説明並びに補足説明を終わります。日程第13、認定第1号、令和3年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第14、認定第2号、令和3年度川南町特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、認定第3号、令和3年度川南町水道事業会計決算認定について、以上3案件を一括議題とします。朗読は省略します。

本3案件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） それでは、認定第1号から認定第3号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。本決算は、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の審査に付しておりましたところ、その審査が終了しましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて提出し、議会の認定を求めるものでございます。

まず、一般会計につきましては、歳入の決算額、129億4,912万9,733円。歳出の決算額123億7,871万392円。歳入歳出差引残額5億7,041万9,341円であります。

次に、国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入の決算額22億7,796万1,810円。歳出の決算額22億3,357万5,276円。歳入歳出差引残額4,438万6,534円であります。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入の決算額1億9,887万5,522円。歳出の決算額1億9,688万7,388円。歳入歳出差引残額198万8,134円であります。

次に、介護認定審査会特別会計につきましては、歳入の決算額731万7,298円、歳出の決算額678万65円。歳入歳出差引残額53万7,233円であります。

次に、介護保険特別会計につきましては、歳入の決算額17億6,410万1,875円。歳出の決算額16億7,279万5,416円。歳入歳出差引残額9,130万6,459円であります。

次に、下水道事業特別会計につきましては、歳入の決算額1億5,284万589円、歳出決算額1億4,845万3,439円、歳入歳出差引残額438万7,150円であります。

次に、漁業集落排水事業特別会計につきましては、歳入の決算額2,488万3,874円、歳出の決算額2,232万849円、歳入歳出差引残額256万3,025円であります。

次に、西都児湯行政不服審査会特別会計につきましては、歳入の決算額26万3,001円、歳出の決算額10万9,598円、歳入歳出差引残額15万3,403円であります。

次に、尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計につきましては、歳入の決算額416万2,801円、歳出の決算額297万8,350円、歳入歳出差引残額118万4,451円であります。

次に、電子地域通貨事業特別会計につきましては、歳入の決算額1億7,988万2,348円、歳出の決算額1億6,526万2,293円、歳入歳出差引残額1,462万55円あります。

次に、水道事業会計についてであります。収益的収入の決算額は3億9,290万9,665円、収益的支出の決算額は2億8,093万1,022円。当年度純利益は、税抜き1億439万514円となりました。次に、資本的収入の決算額は1,537万1,939円。資本的支出の決算額は1億2,093万6,908円。収入額が支出額に対して不足する額1億556万4,969円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金より補填いたしました。

一般会計の決算額は、令和2年度決算と比較すると歳入で0.1%の増。歳出で2.6%の減となりました。歳入のうち、地方交付税は令和2年度決算から収入額として、2億1,302万円。

決算比8.9%増の25億9,801万3,000円となりました。

国庫支出金は11億5,744万4,062円。決算比39.9%の減の17億4,145万511円となりました。主な原因は、令和2年度は、特別定額給付金事業費補助金15億5,680万円が給付されましたが、令和3年度は給付されなかったためです。

自主財源では、町税は2億5,680万9,464円。決算比15.4%の増の19億2,672万8,872円となりました。主な原因は、固定資産税の増によるものです。

ふるさと納税は、巣ごもり需要の影響が継続しており、6億2,388万7,800円。決算比50.8%増の18億5,255万6,600円となりました。

繰入金は、財政調整基金、決算比23.5%の減。ふるさと振興基金決算比24.6%の増となりました。

本町財政におきましては、多くを地方交付税等に依存しており、国の政策の動向が町財政に大きく影響することは否めませんが、自主財源の確保を行いながら、効率的な町政運営に努めたところがございます。なお、詳細につきましては、会計管理者及び環境水道課長補佐に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人君） 補足説明があれば、これを許します。

○会計管理者（小嶋 哲也君） 会計管理者、認定第1号につきまして、その補足説明を申し上げます。一般会計事項別明細書の14、15ページをお願いします。

歳入の1款町税でございますが、収入済額19億2,672万8,872円で、収納率96.2%となっております。不納欠損は、町民税90件。固定資産税176件。軽自動車税40件、合計306件、総額328万8,914円であります。収入未済額は7,193万5,102円であります。

22、23ページをお願いします。12款2項1目、民生費、負担金中、1節、老人福祉費負担金、収入済額2,403万3,126円で、収納率は100%となっております。同じく2節児童福祉費負担金、収入済額2,628万9,950円で、収納率は97.5%となっております。収入未済額は67万1,290円であります。

26、27ページをお願いします。13款1項4目土木使用料中、3節住宅使用料、収入済額7,118万8,054円で、前年度比2.6%の減、収納率は100%となっております。78、79ページをお願いします。下段の歳入合計、収入済額は129億4,912万9,733円で、前年度比0.1%の増となっております。不納欠損額は328万8,914円であります。収入未済額は1億245万9,774円で、固定資産税5,888万5,128円。国庫補助金2,829万9,000円が主なものです。

次に、歳出について申し上げます。80、81ページをお願いします。1款議会費、支出済額は、8,929万8,575円で、前年度比7.7%の増となっております。2款総務費、支出済額は43億5,941万8,432円で、前年度比11.8%の減となっております。主な要因は、令和2年度は、特別定額給付金が支給されましたが、令和3年度はなかったためです。

120、121ページをお願いします。3款民生費、支出済額は38億9,152万6,928円で、前年度比20.2%の増となっております。主な要因は、社会福祉総務費の工事請負費及び負担金補助及び交付金の増によるものです。

144、145ページをお願いします。4款衛生費、支出済額は5億7,222万8,393円で、前年度比31.0%の増となっております。主な要因は、予防費の委託料の増によるものです。

160 161ページをお願いします。6款農林水産業費、支出済額は、9億562万1,884円で、前年度比11.5%の減となっております。主な要因は、水産業費の負担金補助及び交付金の減によるものです。

184、185ページをお願いします。7款商工費、支出済額は3億3,466万5,834円で、前年度比13.1%の減となっております。主な要因は、商工業振興費の報償費の減によるものです。

194、195ページをお願いします。8款土木費、支出済額は5億6,727万8,275円で、前年度比10.3%の増となっております。主な要因は、道路橋梁費の工事請負費の増によるものです。

208、209ページをお願いします。9款消防費、支出済額は3億3,549万8,637円で、前年度比33.7%の減となっております。主な要因は、防災施設費の工事請負費の減によるものです。

212、213ページをお願いします。10款教育費、支出済額は6億5,047万8,529円で、前年度比32.1%の減となっております。主な要因は、文化施設費の工事請負費の減によるものです。

250、251ページをお願いします。11款災害復旧費、支出済額は2,570万3,520円です。前年度は、災害復旧工事はありませんでしたが、令和3年度は農業災害復旧費と、道路橋梁災害復旧費の工事がありました。同じく、12款公債費、支出済額は、6億4,699万1,385円で、前年度比4.7%の増となっております。

252、253ページをお願いします。歳出合計の支出済額は123億7,871万392円で、前年度比2.6%の減となっております。継続費逡次繰越は2億3,262万7,646円、繰越明許費は1億2,754万6,301円、不用額は1億9,222万9,907円で、予算執行率は95.7%となっております。

次に、認定第2号につきまして、その補足説明を申し上げます。まず、国民健康保険事業特別会計事項別明細書について申し上げます。282、283ページをお願いします。1款国民健康保険税の収入済額は4億1,660万9,310円。前年度比3.4%の増で、収納率は93.8%となっております。そのうち、現年課税分は収納率99.0%で、滞納繰越分は19.5%となっております。不納欠損額は513万5,140円で、件数は298件であります。収入未済額は、2,262万2,378円あります。

288、289ページをお願いします。歳入合計の収入済額は22億7,796万1,810円で、前年度比2.4%の増となっております。主な要因は、県支出金の増によるものです。

300、301ページをお願いします。歳出合計の支出済額は22億3,357万5,276円で、前年度比2.4%の増となっております。主な要因は、保険給付費の増によるものです。不用額は9,652万7,724円で、予算執行率は95.9%となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計事項別明細書について申し上げます。314、315ページをお願いします。歳入合計の収入済額は1億9,887万5,522円で、前年度比0.5%の増となっております。主な要因は、後期高齢者医療保険料の増によるものです。

318、319ページをお願いします。歳出合計の支出済額は1億9,688万7,388円で、前年度比0.3%の増となっております。主な要因は、後期高齢者医療広域連合納付金の増によるものです。不用額は864万7,612円で、予算執行率は95.8%となっております。

次に、介護認定審査会特別会計事項別明細書について申し上げます。330 331ページをお願いします。歳入合計の収入済額は731万7,298円で、前年度比0.1%の増となっております。

332、333ページをお願いします。歳出合計の支出済額は678万65円で、前年度比0.2%の増となっております。不用額は53万7,935円で、予算執行率は92.7%となっております。

次に、介護保険特別会計事項別明細書について申し上げます。354、355ページをお願いします。歳入合計の収入済額は、17億6,410万1,875円で、前年度比0.7%の増となっております。主な要因は、繰越金の増によるものです。

372、373ページをお願いします。歳出合計の支出済額は、16億7,279万5,416円で、前年度比0.2%の減となっております。不用額は8,816万584円で、予算執行率は95.0%となっております。

次に、下水道事業特別会計事項別明細書について申し上げます。386、387ページをお願いします。歳入合計の収入済額は、1億5,284万589円で、前年度比3.4%の減となっております。主な要因は、繰入金の減によるものです。

390 391ページをお願いします。歳出合計の支出済額は、1億4,845万3,439円で、前年度比3.0%の減となっております。主な要因は、工事請負費の減によるものです。不用額は416万8,561円で、予算執行率は97.3%となっております。

次に、漁業集落排水事業特別会計事項別明細書について申し上げます。402、403ページをお願いします。歳入合計の収入済額は2,488万3,874円で、前年度比21.6%の減となっております。主な要因は、県補助金の減によるものです。404、405ページをお願いします。

歳出合計の支出済額は2,232万849円で、前年度比13.3%の減となっております。主な要因は、委託料の減によるものです。不用額は268万1,151円で、予算執行率は89.3%となっております。

次に、西都児湯行政不服審査会特別会計事項別明細書について申し上げます。416、417ページをお願いします。歳入合計の収入済額は、26万3,001円で、前年度比2.8%の減となっております。主な要因は、繰越金の減によるものです。418、419ページをお願いします。歳出合計の支出済額は、10万9,598円で、前年度比32.6%の減となっております。主な要因は、繰出金の減によるものです。不用額は14万7,402円で、予算執行率は42.7%となっております。

次に、尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計事項別明細書について申し上げます。430、

431ページをお願いします。歳入合計の収入済額は、416万2,801円で、前年度比19.7%の増となっております。主な要因は、繰越金の増によるものです。432、433ページをお願いします。歳出合計の支出済額は、297万8,350円で、前年度比7.8%の増となっております。主な要因は、使用料及び賃借料の増によるものです。不用額は、65万4,650円で、予算執行率は、82.0%となっております。

次に、令和3年度から特別会計になりました電子地域通貨事業特別会計事項別明細書について申し上げます。446、447ページをお願いします。歳入合計の収入済額は1億7,988万2,348円となっております。448、449ページをお願いします。歳出合計の支出済額は1億6,526万2,293円となっております。不用額は2,572万4,707円で、予算執行率は86.5%となっております。決算につきましては、令和3年度川南町歳入歳出決算書の表紙の裏に目次があります。順に、一般会計、歳入歳出決算事項別明細書、次に、実質収支に関する調書、財産に関する調書、また特別会計歳入歳出決算については、事項別明細書の次に、実質収支に関する調書が綴ってあります。その調書にそれぞれ詳しく記載してありますので、それによりご確認いただきたいと思えます。なお、資料としまして、決算成果表をお手元に配付いたしておりますので、よろしくをお願いします。以上で補足説明を終わります。

○議長（中村 昭人君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時07分休憩

.....
午前10時17分再開

会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

○環境水道課長補佐（渡部 好文君） 認定第3号につきまして、その補足説明を申し上げます。

決算書1、2ページをお願いします。収益的収入及び支出の収入、第1款水道事業収益は3億9,290万9,665円で、前年度比0.05%の減となりました。減の主な理由は、営業収益中、給水収益の減によるものです。支出、第1款水道事業費用は2億8,093万1,022円、前年度比0.9%の減となりました。減の主な理由は、営業費用の減によるものです。

次に、3、4ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入、第1款資本的収入は1,537万1,939円、前年度比13.2%の増となりました。増の主な理由は、出資金、補助金の増によるものです。支出、第1款資本的支出は、1億2,093万6,908円、前年度比8.5%の減となりました。減の主な理由は、建設改良費の設備工事費中、工事請負費の減によるものです。また、欄外に記載しています資本的収入が、資本的支出に対し、不足する額が1億556万4,969円となりました。この不足分を、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金で補

填いたしました。

次に、5ページをお願いします。令和3年度の損益計算書です。1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益は9,248万7,895円となりました。また、3の営業外収益から4の営業外費用を差し引いた額が1,192万8,149円となりました。以上のことから、経常利益は1億441万6,044円となりました。5の特別損失は、その他特別損失2万5,530円です。当年度の純利益は、1億439万514円となりました。その他、未処分利益剰余金変動額1,100万円を加えた当年度未処分利益剰余金は、1億1,539万514円となりました。

次に6ページをお願いします。川南町水道事業剰余金計算書です。8ページの、貸借対照表、貸借対照表の資本の部全体の増減内訳を記載したものとなっています。資本金と剰余金を合わせました資本合計の当年度末残高は、表の右端最下段に記載している26億2,947万6,581円でございます。

次に7ページをお願いします。令和3年度の貸借対照表です。資産の部ですが、1の固定資産の（1）、有形固定資産につきましては、アの土地からキの建設仮勘定までの合計で23億8,731万1,462円です。2の流動資産につきましては、現金預金未収金及び貯蔵品を合わせまして、流動資産合計7億5,429万9,358円です。1の固定資産と2の流動資産を合わせた資産合計は31億4,161万820円となります。

次に8ページをお願いします。負債の部ですが、資産の固定負債、合計は1億6,180万4,260円です。4の流動負債合計は、5,897万6,245円です。5の繰延収益合計は2億9,135万3,734円です。負債合計は5億1,213万4,239円となります。資本の部ですが、6の資本金合計が21億3,935万8,688円となります。7の剰余金の資本剰余金合計は132万5,041円、利益剰余金合計は4億8,879万2,852円で、剰余金合計は、4億9,011万7,893円となります。資本金合計と、剰余金合計を合わせた資本合計は26億2,947万6,581円で、負債資本合計は31億4,161万820円となり、全ページの資産合計と一致いたします。9ページは注記表です。10ページから23ページは、決算附属書類としてそれぞれ記載しておりますので、それにより御承知いただきたいと思えます。以上で補足説明を終わります。

○議長（中村 昭人君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

ここで、代表監査委員の審査結果の報告を求めます。

○代表監査委員（永友 靖君） 決算審査の報告を申し上げます。

町長から審査に付されました令和3年度一般会計及び特別会計、9事業の各歳入歳出決算調書、並びに財産に関する調書の審査を令和4年8月5日から8月24日までのうち11日間、川南町水道事業会計決算調書並びに関係帳簿諸書類の審査を、令和4年7月6日から8日までの3日間、谷村裕二監査委員とともに実施いたしました。その結果につきましては、各会計とも歳入歳出決算及び関係書類の整備状況について、概ね適正であると認めました。

詳しくはそれぞれの決算審査意見書で御報告を申し上げた通りであります。なお、主な会計

の概略について、万円単位で御報告申し上げます。会計管理者及び担当課長補佐の説明と重複するところもございますが、お許し願いたいと思います。

初めに、一般会計の歳入歳出についてであります。歳入調定額130億5,488万円に対し、収入済額は129億4,913万円で、調定額に対し、99.2%の収入率であります。歳入全体の収入未済額は1億246万円となっております。主なものは、町税7,194万円、国庫支出金2,830万円であります。

次に、町税の収入済額は19億2,673万円で、前年度より2億5,681万円増加しています。本年度の収入未済額は、前年度より3,357万円増加し、徴収率は96.2%で、前年度より1.4%低下していますが、新型コロナウイルス感染症対策での税納付の猶予措置及び固定資産税調定額の増加による猶予措置が主な要因と思われます。また、地方交付税は2億1,302万円の増加であり、寄付金は6億3,056万円の増加ですが、ほとんどがふるさと納税の増加によるものであります。一方、町税の不納欠損額は114人の329万円となっておりますが、前年より9人増加、金額で63万円増加しております。それぞれ地方税法に基づいて処理されております。また、不納欠損処理に至るまでの滞納管理について、より一層の向上を図るよう要望いたしました。次に、歳出についてであります。予算現額129億3,111万円に対し、決算額123億7,871万円であり、予算執行に当たっては、実施計画書に基づいて予算計上され、執行率95.7%の執行がなされています。

歳出予算において生じた不用額は1億9,223万円で、前年度より3,452万円の増加となっております。不用額が予算現額に対し20%以上で、20万円以上に該当する節は、15の節で875万円。主なものは、総務費の旅費251万円及び報酬142万円、民生費の役務費56万円、他であります。公債費につきましては、町債が土木債1億1,490万円、民生債1億円、教育債8,520万円、消防債6,960万円等、5億8,475万円発行されており、元金償還6億2,711万円で前年度より3,431万円増加しております。基金残高につきましては、令和4年5月末現在61億4,912万円で、前年比3億71,390,000円の増加となっております。

内容につきましては、ふるさと振興基金が4億3,403万円の増加、公共施設等整備基金が、2億9,595万円の増加、財政調整基金が2億円の減少、地域福祉基金が1億4,499万円の減少などとなっております。

次に、国民健康保険事業特別会計であります。歳入調定額23億572万円に対し、収入済額は22億7,796万円、収入未済額2,262万円、不納欠損額514万円であります。国民健康保険税の収入済額は4億1,661万円で、徴収率は93.8%。前年度比1.1%上昇しております。滞納額も多額であり、継続した徴収努力が求められます。続いて、介護保険特別会計ですが、歳入調定額17億6,771万円に対し、収入済額17億6,410万円、収入未済額282万円、不納欠損額79万円あります。今後もますます高齢社会の進展が予測されますが、健康寿命の伸長をめざし、介護予防事業になお一層取り組み、町民の健康づくり、要介護予備軍への対応など、積

極的な取り組みに期待します。その他の特別会計も適正な運営がなされていると評価します。全ての会計の実質収支額も黒字を計上しており、会計決算は概ね適正であると認めます。

最後に、水道事業会計ですが、本年度の当期純利益は1億439万円で、前年度に対し333万円の増益であり、総収益は前年度比0.1%、20万円の減収、総費用は前年度比1.4%、353万円減少しております。また、収益確保の重要項目であります有収率につきましても、75.9%となっており、前年度より2.1%確保しております。決算関係書類は正確で、経営成績及び財政状況、概ね適正に表示していると認めたところでございます。以上で、審査報告を終わります。

○議長（中村 昭人君） 以上で、審査結果の報告を終わります。

日程第16報告第13号令和3年度の財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

朗読は省略します。

本案件について、提出者の報告を求めます。

○町長（日高 昭彦君） それでは報告いたします。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。健全化法においては、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するために、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率という4つの指標を財政健全化判断比率として定めています。本町の令和3年度決算に基づく財政健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業会計に係る資金不足比率のいずれも健全化法により、早期健全化計画の策定が義務付けられる基準以下となっており、健全な財政運営を行っていることが、財政健全化判断比率という客観的指標により判断できます。今後も引き続き健全な財政運営に努めてまいります。以上、本町の健全化判断比率算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員に付し、審査を受けましたので、その意見書をつけて報告いたします。

○議長（中村 昭人君） 以上で報告を終わります。

ここで、代表監査委員の報告を求めます。

○代表監査委員（永友 靖君） 令和3年度の財政健全化の審査を8月17日、谷村裕二監査委員とともに審査を実施いたしました。その結果について御報告を申し上げます。お手元の財政健全化審査意見書を御覧ください。審査の概要であります。健全化の審査は町長から提出されました健全化の判断、判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。審査の結果につきましては、1 実質赤字比率、2 連結実質赤字比率、3 実質公債費比率、4 将来負担比率の4項目であります。健全化判断比率及び算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成さ

れているものと認められました。項目別に見ますと、令和3年度実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに黒字のため数値なしとなっており、早期健全化基準の実質赤字比率15.0%、連結実質赤字比率20%に対して下回っているということで、健全であると評価できます。実質公債費率比率は7.8%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、17.2%を下回っており、健全な財政運営であると認めたところであります。将来負担比率も将来予想される負担より、資金が上回っている状況となっており、数値なしのため、早期健全化基準の350%と比較すると、これを大幅に下回っており、健全な財政運営であると認めたところであります。是正改善を要する事項はないと評価をいたしました。次に、令和3年度水道事業、漁業集落排水事業、下水道事業の企業会計健全化審査であります。これも同日8月17日に谷村裕二監査委員と共に監査を実施いたしました。町長から提出されました資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。審査の結果につきましては、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められました。

資料に資金不足比率の表が出ておりますが、3事業とも令和3年度は黒字のため数値なしということで、経営健全化基準の20%を下回っておりまして、実質的な資金不足はないということで、非常に健全であると認められます。是正改善を求める事項はないと評価いたしました。以上で審査報告を終わります。

○議長（中村 昭人君） ただいまの報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第17、諮問第1号、人権擁護委員の推薦について、日程第18、諮問第2号、人権擁護委員の推薦について、日程第19、諮問第3号、人権擁護委員の推薦について、日程第20、諮問第4号、人権擁護委員の推薦について、以上4案件を一括議題とします。朗読は省略します。本4案件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） それでは、諮問第1号から諮問第4号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。諮問第1号、第2号及び第3号は、人権擁護委員の永友郁央氏、浅利高子氏、年森律子氏が、12月31日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員として再度推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものがございます。永友氏は平成22年10月に、浅利氏は平成29年1月に、年森氏は平成31年1月に人権擁護委員として就任され、今日まで、人権啓発、人権相談などの活動に精力的に御尽力いただいております。次に、諮問第4号は、人権擁護委員として北原輝隆氏を推薦したく、

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。北原氏は昭和59年に教職員として採用され、平成31年に退職されるまで、県内中学校での教育業務に携わってこられました。また、唐瀬原中学校で、町民を対象とした空手道塾を開塾されるなど、地域に根ざした活動も行っておられます。いずれの方も、人格、識見ともに優れており、法務大臣に人権擁護委員の候補者として推薦するにあたり、適任と考えますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（中村 昭人君） 日程第21、同意第1号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 同意第1号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。この同意は、教育委員の小嶋久美子氏の任期が令和4年9月30日をもちまして任期満了となり、委員を退任させられますことを受け、その後任として椎木祐司氏を、教育委員として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

椎木氏は、川南町西の別府にお住まいで、宮崎県立農業大学校卒業、宮崎県総合農業試験場で1年間の研修課程を修了後、平成13年に農業経営をされている実家に就農されています。就農当時は花きが中心でありましたが、将来を見据え、ミニトマト栽培を取り入れるなど精力的に農業に従事され、安定的な農業経営をされています。

PTA活動については、長年にわたり学校運営に携わってこられ、平成23、24年度は、多賀小学校のPTA会長、平成25年度は、多賀小学校PTA副会長、平成28、29年度は国光原中学校PTA会長その他にも、これまでPTA連絡協議会会長として本庁の学校教育に御尽力いただいています。また、令和3年度に高鍋高校PTA副会長に就任され、現在も高校PTA活動にも携わっておられます。人格識見ともに優れており、教育委員として適任者でありますので、よろしく御同意いただきますようお願いいたします。以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（中村 昭人君） 日程第22、同意第2号2050年ゼロカーボンシティかわみなみについてを議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 同意第2号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。なお、本件につきましては、この宣言を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきたいと思いますが、この同意は、2050年までに二酸化炭素の実質排出量ゼロを目指し、地球温暖化を抑制するとともに、かけがえのない地元川南の素晴らしい自然環境を、未来の子供た

ちにより良い姿でつないでいくために宣言するものであります。また、本町の課題解決と地域資源であります再生可能エネルギーの有効活用を進めながら、成長戦略や、地方創生に繋がってまいりたいと強く思っております。それでは、朗読いたします。

2050年ゼロカーボンシティかわみなみ。近年、世界各地で短時間豪雨などによる風水害が頻発し、その災害も激甚化しています。また、気温上昇による熱中症警戒アラートの発表や、自然生態系の変化など、気象変動問題は、私達の生活に大きな影響を及ぼしています。その原因の一つとして挙げられるのが、地球温暖化であり、その対策として、2015年に合意されたパリ協定では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求する」という目標が掲げられました。そして、これを達成するためには、2018年に公表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書において、「2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量をほぼゼロにする必要性を指摘した」とされています。このようなことから、川南町では目指すまちの将来像であります、「豊かさを活かし 共に未来を拓くまち かわみなみ」の実現に取り組むとともに、町民や事業者など多様な主体と連携し、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする。「ゼロカーボンシティかわみなみ」を目指すことを宣言します。令和4年9月2日、川南町長日高昭彦。以上、よろしく御同意いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前10時49分散会
